

## ○内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問（平成26年8月）

消費者契約法（平成12年法律第61号）について、  
施行後の消費者契約に係る **苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積**を踏まえ、  
**情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応**等の観点から、  
契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。

### 社会経済状況の変化への対応

### 裁判例等を踏まえた対応

#### 検討された論点

「消費者」概念の在り方／情報提供義務／契約条項の平易明確化義務／消費者の努力義務／「勧誘」要件の在り方／断定的判断の提供／不利益事実の不告知／「重要事項」／不当勧誘行為に関するその他の類型／第三者による不当勧誘／取消権の行使期間／法定追認の特則／不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果／事業者の損害賠償責任を免除する条項／損害賠償額の予定・違約金条項／消費者の利益を一方的に害する条項／不当条項の類型の追加／条項使用者不利の原則／抗弁の接続／複数契約の無効・取消し・解除／継続的契約の任意解除権

## ○これまでの審議経過と今後の予定

- ・消費者契約法専門調査会の設置（平成26年10月）
  - 委員のプレゼンテーション等：平成26年11月～平成27年3月（合計6回）
  - 個別論点の検討：平成27年3月～7月（合計9回）
  - 中間取りまとめ：平成27年7月～8月（合計2回）
- 本年秋季以降も、団体等からのヒアリングを行い、  
中間取りまとめに対する意見を幅広く聴取した上で、検討を深めていく。

## ○中間取りまとめの位置付け

審議の内容を踏まえ、現時点における到達点を整理するとともに、今後の検討の方向性を示すもの。  
これまで検討した「総則」・「契約締結過程」・「契約条項」・「その他」に関する個別の論点毎に、  
問題の所在、意見の概要、今後の検討の方向性等を記載。

# ○社会経済状況への変化への対応（主な論点の例）

## 「勧誘」要件の在り方（法4条1項～3項）

### 【問題の所在】

「勧誘」：消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方

→ 不特定多数向けのもの等客観的にみて特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接に影響を与えているとは考えられない場合は「勧誘」に含まれないとされている。

→ 情報通信技術の発達・インターネットの普及等の影響も受け、情報の発信や収集の方法、あるいは契約締結の方法が多様化したことなどにより、不特定の者に向けた広告等を見て契約を締結することも多くなり、これによりトラブルに至った事例も見られる。

### 【今後の検討の方向性】

・ 事業者が、当該事業者との特定の取引を誘引する目的をもってする行為をしたと客観的に判断される場合（※不特定の者に向けた広告等一般を指すものではなく、適用対象とすべき行為の範囲を具体的に画する趣旨）、そこに重要事項についての不実告知等があり、これにより消費者が誤認をしたときは、意思表示の取消しの規律を適用することが考えられるが、適用対象となる行為の範囲については、事業者に与える影響等も踏まえ、引き続き検討。

## 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型

### 【問題の所在】

・ 社会の高齢化の進展に伴い、高齢者の消費者被害が多発している。消費者被害の中には、事業者が、認知症等を患った高齢者等の判断能力が不十分であることを利用して不必要な契約を締結させた事例や、心理的な圧迫状態、従属状態等を利用して不必要な契約を締結させたなどの事例も多く見られる。

→ 消費者契約法には、このような事例を対象とした規律はなく、公序良俗（民法90条。いわゆる暴利行為に当たる場合）や不法行為（民法709条）などの一般的な規定による救済に委ねられている。

### 【今後の検討の方向性】

・ 事業者が消費者の判断力の不足等を利用して不必要な契約を締結させる事例について、一定の手当てを講ずる必要性があることには異論は見られなかった。

→ 消費者の置かれた状況や契約を締結する必要性について、一般的・平均的な消費者を基準として判断することや、そのような消費者の状況を事業者が不当に利用した場合を規律の対象にすることなど、適用範囲の明確化を図りつつ消費者を保護する観点から規定を設けることについて、引き続き実例を踏まえて検討。

# ○裁判例等を踏まえた対応（主な論点の例）

## 重要事項（法4条4項）

### 【問題の所在】

- ・「重要事項」：「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」又は「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件」であって「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」
- 契約を締結した動機等の契約締結時に前提とした事項について不実告知を受けたという被害も発生しており、「重要事項」を柔軟に解釈することによって取消しを認めた裁判例がある。

### 【今後の検討の方向性】

- ・「重要事項」の適用範囲を明確にしつつ、かつ、裁判例の状況等を踏まえ、「消費者が消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加して列挙することで、事業者が消費者に対して契約を締結する必要があると誤認させるような不実告知等を行う場合も契約の取消しを可能にすること適当。（その他の事項を列挙することのほか、列挙事由を例示として位置付けることについては引き続き検討。）

## 不当条項の類型の追加

### 【今後の検討の方向性】

- ・10条の適用が争われた裁判例、消費生活相談事例等も踏まえた上で、実際に用いられている契約条項の例を基に検討
  - 以下の条項について、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切か等について、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務へのどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討。
- ①消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項（放棄させる条項については、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討） / ②事業者が当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項 / ③消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項 / ④契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項、及び、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項（解釈権限付与条項については、決定権限付与条項との区別を明確にした上で、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討） / ⑤サルベージ条項（問題となった実例等を調査した上で、引き続き検討）

## 不利益事実の不告知（法4条2項）

### 【今後の検討の方向性】

- ・裁判例の状況を踏まえ、不実告知型と、不告知型とに類型化して検討するのが適当。
- ・不実告知型
  - 先行行為として告げた利益と告げなかった不利益事実とは表裏一体で一つの事実と見ることができることからすると、利益となる旨だけを告げることは、不利益事実が存在しないと告げることと同じであると考えられる。→ 故意要件を削除する。事業者の免責事由（法第4条第2項ただし書）に相当する規定を設けるかどうかについては、引き続き検討。
- ・不告知型
  - 裁判例や特定商取引法の類例を踏まえ、事業者の予測可能性を確保するため、不告知が許されない事実の範囲を適切に画した上で、先行行為要件を削除することが考えられる。不告知型との関係では「重要事項」の概念を拡張しないこととする等、不告知が許されない事実の範囲について、引き続き実例を踏まえ検討。